

奈井江町感染拡大防止措置実施事業実施要領

1. 事業の内容

事業を継続する上で必要な感染拡大防止のために行う感染防止対策の取り組みに要する費用の一部を助成する。

2. 助成対象者

本事業の助成対象者は、町内に事業所を持つ法人または個人事業主であり、3カ月以上継続して町内で事業を行っている者であること。

3. 助成対象事業

助成対象となる事業は、次の（１）に掲げる要件を満たす事業であることとします。

（１）感染拡大予防のために行う感染防止対策の取組であること。

<取組事例>

*本取組の助成対象経費の詳細は、実施要領をご覧ください。

【感染拡大防止措置の取組事例イメージ】

- 消毒設備（除菌剤の噴霧装置、オゾン発生装置、紫外線照射機等）の購入、消毒作業の外注、消毒液・アルコール液の購入
- マスク・ゴーグル・フェイスシールド・ヘアネットの購入
- 清掃作業の外注、手袋・ゴミ袋・石けん・洗浄剤・漂白剤の購入
- アクリル板・透明ビニールシート・防護スクリーン・フロアマーカの購入、施工
- 換気設備（換気扇、空気清浄機等）の購入、施工
- クリーニングの外注、トイレ用ペーパータオル・使い捨てアメニティ用品の購入、従業員指導等のための専門家活用、体温計・サーモカメラ・キーレスシステム・インターホン・コイントレー・携帯型アルコール検知器の購入
- ポスター、チラシの外注・印刷費（従業員又は顧客に感染防止を呼びかけるものに限る）

※ 前年度と同様の備品購入に係る経費については対象外とする（但し、消耗品は除く）

4. 助成率等

（１）奈井江町感染拡大防止措置実施事業に係る助成率等は以下のとおりです。

助成率	助成対象経費の10分の9以内
助成上限額	2万円

※ 助成金は精算払いとなります。

5. 申請手続

（１）受付締切と手続きの流れ

募集開始 : 2022年 8月 1日（月）<実施要領公表>

申請受付開始 : 2022年 8月 5日（金）

申請受付締切 : 2022年 9月 5日（月）

（２）申請書等は、商工会HPからダウンロードもできます。<<URL : <http://www.naie.jp/>>>

（３）申請書の提出先・問い合わせ先

奈井江町商工会

〒079-0313 奈井江町本町2区

電話番号 0125-65-2151